

○伊豆の国市土砂等による盛土等の規制に関する条例施行規則

(令和5年10月12日 伊豆の国市規則39号)

(趣旨)

第1条 この規則は、伊豆の国市土砂等による盛土等の規制に関する条例（令和5年伊豆の国市条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例の例による。

(事前説明会等の開催)

第3条 事業者等は、条例第4条第2項に規定する当該盛土等に係る利害関係人に周知させるために必要な措置として、説明会その他の方法（以下「事前説明会等」という。）により、当該盛土等の内容について周知しなければならない。

(適用除外)

第4条 条例第7条第2項第1号の規則で定める者は、次に掲げるものとする。

- (1) 独立行政法人都市再生機構
- (2) 独立行政法人水資源機構
- (3) 中日本高速道路株式会社
- (4) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (5) 独立行政法人労働者健康安全機構
- (6) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- (7) 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (8) 日本下水道事業社
- (9) 地方住宅供給公社
- (10) 地方道路公社
- (11) 土地開発公社
- (12) 前各号に掲げる者のほか、国又は地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準じるもの2分の1以上を出資している法人であって、国又は地方公共団体と同等以上に災害の防止及び環境の保全の確保ができるものとして市長が認めたもの

2 条例第7条第2項第4号の規則で定める盛土等は次に掲げるものとする。

- (1) 伊豆の国市農業委員会による農地の利用目的変更承認を受けた盛土等
- (2) 耕作に伴う整地、農業用施設の維持又は修繕に伴う行為その他通常の管理行為として周辺に影響がない範囲で行う盛土等

(許可の申請)

第5条 条例第8条第1項に規定する許可の申請は、様式第1号による盛土等許可申請書により行うものとする。

2 条例第8条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、市長が認めた場合は、書類の一部を省略することができる。

- (1) 盛土等計画書（様式第2号）
- (2) 事業区域及び隣接する土地の所有者一覧表（様式第3号）
- (3) 事前説明会等実施報告書（様式第4号）
- (4) 盛土等に係る土地使用同意書（様式第5号）
- (5) 盛土等の施行契約書の写し
- (6) 申請者の住民票の写し（法人にあっては、経歴書、定款、登記事項証明書その他事業者等の資力及び信用を証する書類）
- (7) 土地全部事項証明書
- (8) 位置図及び事業区域図
- (9) 公図の写し
- (10) 事業区域の求積図
- (11) 現況平面図、計画平面図及び縦横断図
- (12) 構造物を設ける場合は、その構造図
- (13) 土砂等の搬出入経路図
- (14) 土砂等の搬入計画書（様式第6号）
- (15) 事業区域の現行写真
- (16) 土砂等検査報告書（第8条第2項に定めるものに限る。）
- (17) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面（許可又は不許可の通知）

第6条 市長は、条例第8条第1項の規定により許可の申請があったときは、その内容を審査の上、様式第7号による盛土等許可（不許可）決定通知書により当該事業者に通知するものとする。

（土地所有者の同意）

第7条 条例第9条第1項の規定による同意は、様式第5号による盛土等に係る土地使用同意書により行うものとする。

- 2 条例第9条第2項の規定による同意は、様式第8号による盛土等に係る土地使用同意書（変更許可）により行うものとする。
- 3 条例第9条第3項の規定による同意は、様式第9号による盛土等に係る土地使用同意書（地位承継）により行うものとする。

（土砂基準）

第8条 条例第10条第1項第2号の規則で定める土砂基準は、別表第1のとおりとする。

- 2 第5条第2項第16号の土砂等検査報告書の提出が必要な場合は、次のとおりとする。

(1) 当該土砂等が次のいずれかに該当する場合（当該土砂等が土壤の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号。以下「環境庁告示」という。）第1の1に規定する環境基準に適合していることを証する書類の提出があった場合を除く。）

ア 環境庁告示別表項目の欄に掲げる物質（以下「環境基準物質」という。）又は環境基準物質を含む個体若しくは液体が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透した土地から発生したものである場合

イ 環境基準物質を製造し、使用し、又は処理する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地から発生したものである場合

ウ 環境基準物質又は環境基準物質を含む個体若しくは液体を貯蔵し、又は保管する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地から発生したものである場合

(2) 当該土砂等が環境庁告示第1の1に規定する環境基準に適合しないおそれがあると市長が認めたものである場合

(3) 当該土砂等が発生する場所が不明である場合

（施行基準）

第9条 条例第10条第1項第3号の規則で定める施行基準は、別表第2のとおりとする。

（許可の条件）

第10条 次に掲げる事項は、条例第10条第2項後段に規定する許可の条件となるも

のとする。

(1) 第5条第2項第14号に規定する搬入計画書に変更が生じたときは、当該変更に係る土砂等の搬入を開始しようとする日の2週間前（市長がやむを得ない事由があると認めたときは、市長が定める期間）までに、様式第10号による土砂等の搬入変更計画書を市長に提出すること。

(2) 前号に規定する土砂等が第8条第2項各号に規定する場合に該当するときは、土砂等の検査を実施し、土砂等検査報告書を提出すること。

（許可の変更の申請等）

第11条 条例第11条第1項の規定による変更の許可を受けようとする許可事業者は、様式第11号による盛土等変更許可申請書に、第5条第2項に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により許可の申請があったときは、その内容を審査の上、許可又は不許可の処分を行い、様式第12号による盛土等変更許可（不許可）決定通知書により当該事業者に通知するものとする。

3 条例第11条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 事業区域の面積を減少する変更
- (2) 盛土等に用いられる土砂等の量及び高さを減少する変更

4 条例第11条第2項の規定による届出は、様式第13号による盛土等変更届出書により行うものとする。

（土地所有者の変更の届出）

第12条 条例第12条前段の規定による届出は、様式第14号による土地所有者変更に伴う盛土等に係る土地使用同意書により行うものとする。

2 条例第12条後段の規定による届出は、様式第15号による土地所有者変更に伴う土地所有者の同意を取得できなかった旨の届出書により行うものとする。

（開始の届出）

第13条 条例第13条の規定による届出は、様式第16号による盛土等開始届出書により行うものとする。

（標識）

第14条 条例第15条の規則で定める標識は、様式第17号による盛土等許可標識によるものとする。

(帳簿の記載事項)

第15条 条例第16条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 盛土等に用いた土砂等の実施日ごとの数量
- (2) 盛土等に用いた土砂等の発生場所
- (3) 盛土等に用いた土砂等の搬入をした者
- (4) その他市長が必要と認める事項

(盛土等の完了又は廃止の届出)

第16条 条例第17条第1項の規定による完了又は廃止の届出は、様式第18号による盛土等完了（廃止）届出書により行うものとする。

(措置命令)

第17条 条例第17条第2項及び第20条の規定による措置命令は、様式第19号による盛土等措置命令書により行うものとする。

(地位の承継の届出)

第18条 条例第18条第2項の規定による届出は、様式第20号による盛土等地位承継届出書により行うものとする。

(勧告)

第19条 条例第19条の規定による勧告は、様式第21号による盛土等措置勧告書により行うものとする。

(中止命令)

第20条 条例第21条の規定による中止命令は、様式第22号による盛土等中止命令書により行うものとする。

(原状回復等命令)

第21条 条例第22条の規定による原状回復等の命令は、様式第23号による盛土等原状回復等命令書により行うものとする。

(許可の取消し)

第22条 条例第23条の規定による許可の取消しは、様式第24号による盛土等許可取消通知書により行うものとする。

(土地所有者への通知)

第23条 条例第24条の規定による土地所有者に対する通知は、様式第25号による盛土等に関する処分等実施通知書により行うものとする。

(土地所有者に対する勧告)

第24条 条例第25条の規定による土地所有者への勧告は、様式第26号による土地所有者に対する措置勧告書により行うものとする。

(報告の徵収)

第25条 条例第26条第1項の規定による報告を求めるときは、様式第27号による盛土等報告徵収通知書により行うものとする。

2 前項の規定による通知を受けた事業者は、様式第28号による盛土等報告書により市長に提出しなければならない。

(身分証明書)

第26条 条例第27条第2項の身分を示す証明書は、様式第29号による身分証明書によるものとする。

(公表)

第27条 条例第29条第1項及び第2項の規定による公表は、伊豆の国市公告式条例（平成17年伊豆の国市条例第3号）に定める掲示場における掲示その他適當と認められる方法により行うものとする。

(意見を述べる機会)

第28条 条例第29条第3項の規定による意見を述べる機会の付与は、同条第1項によるものは様式第30号による意見を述べる機会の付与通知書（条例第29条第1項用）、同条第2項によるものは様式第31号による意見を述べる機会の付与通知書（条例第29条第2項用）により行うものとする。

2 条例第29条第3項の規定により意見を述べる機会を与えられ、意見を述べるときは、様式第32号による公表に関する意見書により行うものとする。

(申請書等の提出部数)

第29条 条例及びこの規則により市長に提出する申請書、届出書及び報告書並びにこれらに添付する図書の部数は、正本及び副本各1部とする。

(補則)

第30条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和5年12月1日から施行する。

別表第1（第8条第1項関係）

土砂基準

1 検査基準

環境庁告示第1の1に規定する環境基準とする。

2 土砂の採取方法

- (1) 土砂等の発生場所ごとに2箇所採取すること。
- (2) 土砂等の発生場所の一つの面積が3,000平方メートルを超える場合は、3箇所採取すること。
- (3) 採取地点は、市との協議により定めること。ただし、シールド工法等は、堀削断面付近から採取すること。

3 検査方法

検査方法は、環境庁告示別表に規定する測定方法とする。

4 検査機関

計量法（平成4年法律第51号）第110条第1項に規定する計量証明業者である機関とする。

5 適合することの確認方法

1の検査基準に定める物質のうち、明らかに基準を満たしていると認められる物質については、検査基準を省略できるものとする。ただし、当該検査基準を満たしていることが明らかである書類を添付しなければならない。

別表第2（第9条関係）

施行基準

1 一般事項

(1) 周辺対策

ア 盛土等の施行に当たっては、粉じん、騒音、振動、土砂の流失等の防止対策を講じ、周辺の生活環境を損なわないようにすること。
イ 周辺の自然環境を保全し、又は周辺の工作物の機能を阻害することを防止するため、必要な措置が講じられていること。

(2) 作業時間

ア 盛土等に係る作業時間は、原則として午前8時30分から午後5時までの間とすること。ただし、関係機関との協議において特段の定めがある場合は、当該作業時間とする。
イ 伊豆の国市の休日を定める条例（平成17年伊豆の国市条例第2号）第1条第1項に規定する休日は、原則として作業を中止すること。ただし、関係機関との協議において特段の定めがある場合は、この限りでない。
ウ 緊急を要する作業が発生した場合は、搬出入路、沿道及び周辺の住民の理解を得ること。

(3) 交通対策

ア 土砂等の搬出入路については、あらかじめ関係行政機関と協議して指定すること。
イ 土砂等の搬出入路が通学路に指定されている場合は、関係機関と協議し、登下校時間帯の土砂等の搬出入車両の通行制限その他必要な措置を講じること。
ウ 通行日時の設定、交通誘導員の配置、標識の設置その他交通対策上必要な措置を、関係行政機関と協議の上、講じること。

(4) 安全対策

ア 事業区域の出入口は、原則として1箇所とすること。
イ 事業区域には、みだりに人が立ち入ることができないよう、必要な対策を講じること。
ウ 市民の生命、身体及び財産に対する危険防止及び事故防止について、必要な措置を講じること。

エ 作業中は、現場責任者を常駐させ、災害防止に努めること。

オ 災害が発生した場合は、事業者等が責任をもって問題解決に当たること。

2 技術基準

盛土等の施行についての技術基準は、静岡県土採取等規制条例の施行について（昭和51年4月1日付け都市住宅部長通知）3土の採取等に関する技術基準及び静岡県盛土等の規制に関する条例施行規則（令和4年静岡県規則第24号）第11条に規定する構造基準を準用すること。

3 その他

盛土等の施行に際しては、この施行基準によるほか、必要に応じて関係法令の例により処理すること。